

様

福島第一原子力発電所事故を踏まえた国の対応に関する緊急要請書

原子力発電関係団体協議会



会 長	青 森 県 知 事	三 村	申 吾
副会長	茨 城 県 知 事	橋 本	昌
	北 海 道 知 事	高 橋	はるみ
	宮 城 県 知 事	村 井	嘉 浩
	福 島 県 知 事	佐 藤	雄 平
	新 潟 県 知 事	泉 田	裕 彦
	石 川 県 知 事	谷 本	正 憲
	福 井 県 知 事	西 川	一 誠
	静 岡 県 知 事	川 勝	平 太
	島 根 県 知 事	溝 口	善兵衛
	山 口 県 知 事	二 井	関 成
	愛 媛 県 知 事	中 村	時 広
	佐 賀 県 知 事	古 川	康
	鹿 児 島 県 知 事	伊 藤	祐一郎

福島第一原子力発電所の事故が発生して2ヶ月を経過しているが、依然として予断を許さない状況にある。このような状況がいつまで続くのか、国民、特に立地地域や周辺の住民は、先の見えない不安を感じており、一刻も早い事態の収束が求められている。

このため、国においては、今後とも、福島第一原子力発電所の事故について、地震被害・津波被害の両面から、徹底した原因究明を行い、安全対策の見直し等に反映させていく必要があることは当然ながら、国民の不安、不信をこれ以上拡大させないという観点から、国が現時点で把握している情報と、これまで国が対応してきた経緯について、速やかに、合理的かつ整合性のある説明を行うことが求められる。

一方で、他の地点に立地する原子力発電所については、緊急に安全性を確認する必要がある。去る3月30日、国から事業者に対し、緊急安全対策の指示があり、5月6日には原子力安全・保安院による確認・評価が示された。国は、各事業者の緊急安全対策は適切であるとして、現在運転中の原子力発電所の運転継続及び起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、各地点の地元自治体に対しては、本評価の根拠について、プルサーマルや高経年化プラント等、地点毎の特徴を踏まえた十分な説明がなされているとは言えない。

こうした中、全国の原子力発電所の安全性や全国的な電力需給への影響などについて、国民に十分な説明がないまま、菅内閣総理大臣から、中部電力浜岡原子力発電所において、運転中のものも含め全面停止するよう事業者に対して要請がなされたことから、他の立地自治体においては、立地する原子力発電所の取扱いについて、大変困惑している状況にある。

したがって、国においては、福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束に努め、事故の影響によるあらゆる被害について、十分な補償や救済措置を講じるとともに、次の２点について早急に対応するよう緊急要請するものである。

- 1 福島第一原子力発電所事故の原因について、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理したうえで、全てを速やかに公開し、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に示すとともに、国民に説明すること
- 2 原子力安全・保安院では、緊急安全対策は適切に措置されていることを確認したとして、現在運転中の原子力発電所の運転継続及び起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、浜岡原子力発電所についてのみ運転停止要請をしたこととの整合性を含め、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること